

住所不明組合員のみなし脱退手続きについて

2019年2月16日

茨城保健生活協同組合

理事長 山川文男

定款第10条第2項にもとづき、2年間以上住所確認ができなかった組合員について、2019年3月末をもって、みなし脱退手続きを行います。

対象となる方は、残高通知書が2年連続で宛名不明として返送され、2年間増資、減資、または住所変更の手続きが行われず、かつ事業利用が確認できない組合員の方です。

該当すると思われる方は、各事業所で対象者名簿を閲覧するか、企画組織部（TEL：029-221-3406）までお問い合わせください。

以上